

AIX バイナリー互換の保証に関する合意書

お客様が、AIX バイナリー互換の保証を受けるためには、本「AIX バイナリー互換の保証に関する合意書」（以下「本合意書」といいます。）の条項の受諾が条件となります。お客様は、以下のウェブサイトから「THE AIX BINARY COMPATIBILITY GUARANTEE SUBMISSION FORM」（以下、「SUBMISSION FORM」といいます。）を入手し、署名または記名捺印のうえ、IBM に FAX 送信してください。「SUBMISSION FORM」の送信日をもって、お客様は本合意書の条項を受諾したものとみなされます。本合意書の条項を受諾しない場合、「SUBMISSION FORM」への署名または記名捺印、および「SUBMISSION FORM」の IBM への FAX 送信は行わないでください。本合意書の条項を受諾しないお客様は IBM バイナリー互換の保証対象とはなりません。本合意書への署名者または記名捺印者は、お客様にかかる条項を遵守させる全権限を有することを保証するものとします。
(<http://www.ibm.com/systems/p/os/aix/compatibility/guarantee/>)

1. 定義

- a. 「AIX OS」とは、IBM AIX オペレーティング・システムの一般公開バージョン 4.1、4.2、4.3、5.1、5.2、または 5.3 を指します。
- b. 「AIX 6」とは、IBM AIX オペレーティング・システムの一般公開バージョン 6.1 を指します。
- c. 「要求」とは、「お客様」が、本合意書に基づきサポートを要求することを指します。
- d. 「お客様」とは、「AIX OS」および「AIX 6」の有効な使用权を持ち、かつ「AIX 6」に関し IBM とソフトウェア・メンテナンスの契約を締結している個人または法人を指します。
- e. 「適格アプリケーション」とは、「お客様」が開発したアプリケーションで、次の1)から4)すべてに該当するものを指します。1) 「開発元プラットフォーム」で深刻な問題を起こすことなく実行されている。2) 「目標プラットフォーム」では、(i)再コンパイルができない。または(ii) 「開発元プラットフォーム」では発生しなかった実行エラーを起こす。3) 実稼働環境で使用されている、または業務で使用されている。4) 「所定の手順」に従って IBM に報告されている。
特定のアプリケーションが「適格アプリケーション」に該当するか否かは、IBM が判断するものとします。
- f. 「開発元プラットフォーム」とは、「適格アプリケーション」が正常に実行される「AIX OS」を稼働する、「サポート対象ハードウェア」を指します。
- g. 「所定の手順」とは、「お客様」が行う次の一連の手順を指します。2009年12月31日までに、1) IBM に連絡し、AIX バイナリー互換に関する IBM ソフトウェア・メンテナンス契約に規定されるテクニカル・サポートを要請し、かつ2) 以下のウェブサイトから「SUBMISSION FORM」を入手し、すべての項目を記入、署名または記名捺印のうえ、IBM の Jay Kruemcke (FAX 番号: 1-801-720-3422) 宛てに FAX で送信する。また、IBM から要請があった場合は、再コンパイル・エラーおよび問題のあるバイナリーならびにソース・コードの部分のリストも併せて送信するものとします。(<http://www.ibm.com/systems/p/os/aix/compatibility/guarantee/>)
- h. 「サポート対象ハードウェア」とは、POWER アーキテクチャー・プラットフォーム要件 (PAPR) を実装する、IBM Power PC 970 システム、POWER4 システム、POWER5 システム、および POWER 6 システムを指します。
- i. 「目標プラットフォーム」とは、「お客様」が「適格アプリケーション」の再コンパイルと実行を試みようとしている、「AIX 6」を稼働する「サポート対象ハードウェア」を指します。
- j. 「良性プログラム」とは、IBM の以下のウェブサイトから入手可能な AIX ユーザー参照資料記載のとおり、指定された機能およびプログラミング・インターフェースに準拠し、かかる指定に反したり、規定されていない「AIX OS」または、IBM 機械の動作に依存することのないプログラムを指します。(<http://publib.boulder.ibm.com/infocenter/pseries/>)

2. 期間および終了

- a. 本合意書は、「お客様」が「所定の手順」に従って「SUBMISSION FORM」を送信した時点で効力が発生するものとします。
- b. 本合意書は、次のいずれかが発生した時点で終了するものとします。
 - (1) IBM が「お客様」に次のいずれかの事項を通知した場合。 i) 以下の第 4. b 条に定める問題解決のためのサポートが実施された場合。 ii) IBM が提供するサポートが、下記の第 4. c 条に規定する通り、最大の 100 時間に達した場合。
 - (2) 「適格アプリケーション」のいずれかの部分の製造またはサービスが中止された場合。
 - (3) 「AIX 6」の IBM ソフトウェア・メンテナンス契約が終了するか、法的強制力を失った場合。
 - (4) 本合意書に従って一度問題解決のサポートが実施された「適格アプリケーション」を、その後、「お客様」が修正、拡張、または変更した場合。;
 - (5) 「お客様」が、本合意書に規定する「お客様」の義務を果たせなかった場合。
 - (6) 「お客様」の「AIX OS」上で正常稼働しているアプリケーションを、IBM が「お客様」から提供を受けた情報に基づいて実行し、その正常稼働を再現することができない場合。

3. 保証

- a. IBM は、本合意書に基づきし、以下のことを保証します。(以下「本件保証」といいます。)。
 - (1) AIX 5.1、5.2 または 5.3 で実行される 32 ビットまたは 64 ビット「適格アプリケーション」は、再コンパイルを必要とせず、また AIX 5.1、5.2 または 5.3 では存在しなかった問題を起こすことなく、「AIX 6」で実行可能であること。ただし、対象プログラムは「良性プログラム」であり、以下のウェブサイトにある「AIX Binary Compatibility Statement」に記載されているプログラミング手法を含め、互換性のないプログラミング手法を用いないものとします。 <http://www.ibm.com/systems/p/os/aix/compatibility/conditions/>
 - (2) AIX 4.1、4.2 または 4.3 で実行される 32 ビット「適格アプリケーション」は、再コンパイルを必要とせず、また AIX 4.1、4.2 または 4.3 では存在しなかった問題を起こすことなく、「AIX 6」で実行可能であること。ただし、かかるプログラムは「良性プログラム」であるものとします。
- b. IBM は、善良な管理者の注意義務およびスキルをもって、サポートを提供することを保証します。
- c. 本保証は、「お客様」に提供される保証のすべてを規定したもので、法律の強行規定がある場合を除き、他のすべての明示の保証責任または保証条件に代わるものとします。IBM は、法律上の瑕疵担保責任、品質ならびに商品性の保証、および特定目的適合性の保証を含むすべての黙示の保証責任を負わないものとします。
- d. IBM は、サポートの提供が中断しないこと、もしくはそのサポートに誤りがないこと、または IBM がすべての不具合を修正することを保証するものではありません。
- e. 「本件保証」には、誤用、事故、変更、不適切な設置環境もしくは稼働環境、所定の稼働環境以外の環境での稼働、または、IBM に保証責任のない製品により引き起こされた故障は含まれません。また、次のいずれかに該当する場合にも、「本件保証」は無効となります。1) 「お客様」が「適格アプリケーション」を実稼働環境で使用しなかった場合。2) 「適格アプリケーション」が業務用のアプリケーションではない場合。3) 「AIX OS」または「AIX 6」に対する「お客様」の使用権が無効になった場合。4) 「お客様」が本合意書の条項に基づいて IBM に対し「要求」を提示する時点で、「AIX 6」に関して有効な IBM ソフトウェア・メンテナンス契約を締結していない場合。

4. 保証サポートの条件

- a. 「お客様」には、IBM がその裁量により、アプリケーションが「適格アプリケーション」に該当するか否かの決定または問題の診断に不可欠であると考え、すべての情報（以下の情報を含みますがこれに限定されるものではありません。）を、IBM に提供していただきます。
- (1) 問題のあるアプリケーションのバイナリーおよびソース・コードの部分。
 - (2) 障害レポートおよび報告された問題に関連するその他すべてのテスト・データ。
 - (3) 構成、ワークロード、実行されるその他のアプリケーション、およびシステム環境に関する情報。
 - (4) 次のいずれか。
 - (a) IBM のリモート側から「お客様」のシステムで「適格アプリケーション」を実行するために必要な、すべてのバイナリーを含む「お客様」のシステムへのアクセス権限。
 - (b) 「適格アプリケーション」に関して報告された問題を再現するために、IBM が必要と考えるすべてのバイナリーおよびその他の情報。
 - (5) 「お客様」が既存の AIX システムで正常稼働中のアプリケーションの実行を再現するために、IBM が必要とするすべての情報。
- b. IBM が提供する問題解決のためのサポートは以下のものに限定されます。
- (1) IBM が問題の発生原因が「AIX 6」であると判断した場合、IBM は商業上合理的な努力を尽くして、「AIX 6」の修正プログラムを「お客様」に配信するものとします。
 - (2) IBM は、「お客様」によるアプリケーションの変更を電子メールによってサポートすることで、アプリケーションが再コンパイルなしで実行されるようにするか、アプリケーションを「適格アプリケーション」として再提出できるようにします。
 - (3) 非互換性を解決するための「AIX 6」に対する変更は、最新の更新レベル、または、場合によっては AIX の将来レベル のみに限定されることがあります。
- c. 以上の事項、または本合意書のいかなる規定にもかかわらず、本合意書に基づくサポートは、1 つの「適格アプリケーション」当たり 100 時間を上限とします。いかなる場合も、本合意書に基づくサポートにはオンサイト・サポートは含まれません。アプリケーションを「適格アプリケーション」にする妨げとなる問題を解決するための「お客様」への支援は、本合意書による保証の対象外とします。以上の制限は、問題解決のサポートにおける最も重要な目的を遂げられたか否かにかかわらず、適用されるものとします。
- d. 「お客様」は、本合意書の条項に基づき IBM が提供する問題解決のサポートが、いかなる「要求」に関するしても「お客様」が講じえる唯一のサポートであることに同意するものとします。

5. その他

- a. 両当事者間で取り交わされる情報は、別途 IBM 所定の機密保持契約書を締結する場合を除き機密として扱いません。機密情報の授受は、別途締結される機密保持契約書に基づくものとします。
- b. 本合意書の終了後も性質上存続すべき条項は履行されるまで有効に存続し、両当事者ならびにそれぞれの承継人および譲受人に適用されます。
- c. 本合意書に基づき提供されるすべての「要求」およびサポートは、「SUBMISSION FORM」を含め、英語で提供されるものとします。
- d. 「AIX6」に適用される「プログラムのご使用条件」の「責任の制限」条項、「その他」条項、および「準拠法、裁判管轄権、および仲裁」条項は、それぞれの該当する各国固有の条項を含め、本合意書の一部とされ、参照することにより以下の変更点と共に本合意書に組み込まれます。
- (1) 「プログラム」を「本件保証」に置き換えます。
 - (2) 「両当事者の権利および義務については、「お客様」が「プログラム」の使用権を取得した国の裁判所の判断に従うものとします。」を、「両当事者の権利および義務については、

「本件保証」が得られる国または、IBM が同意する場合には、「要求」が提示された国においてのみ有効であるものとします。」に置き換えます。

- (3) 「準拠法」条項中の「お客様が「プログラム」の使用権を取得された国の法律」という句を、「本件保証が提供される国の法律」という句に置き換えます。

「プログラムのご使用条件」の完全な複製（冊子または CD 形式）が、「プログラムのご使用条件」に基づいて使用許諾された IBM プログラムと共に提供されます。これは、インターネットを通じて IBM または IBM 認定再販売者から入手することもできます (<http://www.ibm.com/software/sla>)。

本合意書および「プログラムのご使用条件」の組み込み条項は、AIX バイナリー互換の保証に関しての両当事者間の完全な合意を表し、従前の口頭または書面による合意に置き換わるものです。本合意書の締結においては、いずれの当事者も本合意書に規定されていないいかなる表現も信頼しないものとします。かかる表現には次のものに関する表現が含まれますがそれに限定されるものではありません。1) 以上の第 3 条で明示的に保証される以外の、製品またはシステムの性能または機能、2) 第三者の経験または推奨事項、または 3) 「お客様」が達成可能な成果または節減。「お客様」からの書面による通知（注文書等）での追加条件や異なる条件は無効です。両当事者は、「SUBMISSION FORM」（または参照することにより SUBMISSION FORM を組み込む別の文書）に署名または記名捺印することで、本合意書の条項を受諾するものとします。